

北海道地域住文化要素基準

令和5年5月23日

1. 概要

国土交通省では、地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、木材関係事業者、建材流通事業者、中小住宅生産者等の連携によるグループ毎の住宅生産等に関する共通ルール等に基づいた、ZEH等の省エネ性能等に優れた木造住宅の整備等に対して支援する「地域型住宅グリーン化事業」を実施されており、令和4年度より、地域の伝統的な建築技術の継承に資する住宅とする場合に補助額を加算する新たな加算措置が創設されました。

本基準は北海道における地域の伝統的な建築技術（以下「北海道地域住文化要素基準」）について定めるものです。

2. 北海道地域住文化要素基準

- (1) 建築基準法（昭和22年法律第201号）その他関係法令に適合していること。
- (2) 下記に掲げる項目を3つ以上含む住宅であること。
 - ア. 積雪期の堆雪スペースの確保のため、住宅の外壁は、道路境界から1m以上後退して配置し、かつ屋根から道路敷地に落雪が生じない対策を講じること
 - イ. 積雪などの地域性を考慮し、除雪の負担軽減に繋がるようにアプローチ部分に庇や雁木等の設置または3.3㎡程度以上の屋根付きの半屋外空間を設置していること
 - ウ. 無落雪屋根（M型屋根）や緩勾配屋根（フラット屋根）、雪止め金具を用いる勾配屋根など落雪を防止する屋根又は落雪飛距離を考慮し隣地へ堆雪しないよう落雪空間を確保する勾配屋根であること
 - エ. 太陽光発電設備と蓄電池設備を設置すること
 - オ. 冬期間や夏期の夜間など建物内外の温度差が大きい地域特性を活用したパッシブ換気システムを採用すること
 - カ. 温暖な時期が短い気候風土の中で合理的に施工を行うため、基礎の形式はスカート断熱工法（「北方型住宅のつくり方ー北方型住宅技術解説書ー資料編」 資1.9）を適用すること
 - キ. 通風に配慮した複数の窓を配置したものであること
 - ク. 外壁や内装の仕上げ材または羽柄材に道内で製品として加工する材料（木材、石材、レンガなど）を活用していること
 - ケ. 屋内に3.3㎡程度以上の土間を有していること
 - コ. 自宅で過ごすことの長い冬期間において、暖かさや家族の団らんをもたらす間伐材を利用可能な薪ストーブやペレットストーブを設置すること

3. 適用範囲

本基準は北海道全域に適用する。

ただし、市町村が独自に定めた地域住文化要素基準の適用を受ける区域を除く。